

産業構造審議会第4回保安・消費生活用製品安全分科会

【日時】令和2年6月4日(木)

【場所】Web会議による実施

○田尻保安課長 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから産業構造審議会第4回保安・消費生活用製品安全分科会を開催いたします。

本日は御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。今回は、新型コロナウイルスの影響により、開催時期が当初の4月21日から延期となりまして、御迷惑をおかけいたしました。本日、多くの方にお集まりいただき、感謝を申し上げます。

まず事務局を代表いたしまして、技術総括・保安審議官の小澤からごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

○小澤技術総括・保安審議官 小澤でございます。本日はお忙しい中、こういった形でお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今、田尻からもございましたが、新型コロナウイルス、年明けから猛威を振るうような形になりまして、国内のみならず世界的にも対応を迫られている状況でございます。こうした感染症対策のために、今回はSkypeという形で開催させていただきます。本当に御協力をいただきまして、ありがとうございます。

前回、昨年12月25日の会合で、年に1回というよりはもう少し頻度を上げてやったほうがいいのではないかという御意見を各委員からいただきまして、当初、4月の予定がちょっと延びましたけれども、本日、開催をさせていただくということになりました。前回は、昨年、特に台風15号・19号の影響といったことがございましたので、その対応の方向性、それから今後の産業保安行政の在り方について御議論をいただきました。今回は、議題としては大きく3つを用意させていただいております。まず第1に、昨年の台風15号・19号を踏まえた対応、前回からのアップデートを含め報告をさせていただきます。

第2に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止へ向けた対応、これも保安の分野でも求められてございます。安全性を前提とした柔軟な規制の運用、あるいはそれを奇貨としたスマート保安の推進、こういったことについて御議論いただければと思います。

そして第3に、今後の産業保安行政の在り方について、改めて新しい課題も盛り込んで、本日、議論をさせていただきたく思います。ぜひ委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきますよう、お願いいたします。ありがとうございます。

○田尻保安課長 ありがとうございます。

ここからの議事進行につきましては、横山分科会長にお願いいたします。また、冒頭のカメラ撮りはここまでとなっております。

では、横山分科会長、よろしくお願いいたします。

○横山分科会長 皆さん、おはようございます。分科会長を仰せつかっております横山でございます。本日は、このようなSkype会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。普段と変わらず、皆さんに御発言をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。また2時間という非常に短い時間でございますので、効率的に進めさせていただければと思います。

それでは、事務局から会議の定足数の報告、議事の扱いの確認をお願いしたいと思います。

○田尻保安課長 本日は委員及び臨時専門委員20名中、御本人17名の御出席をいただいております、分科会の定足数に達してございます。

また今回、委員の交代がございましたので、新任の委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。今回はSkypeの会議ということですので、お名前の御紹介だけでとどめさせていただければと思います。

まず、勝野哲委員の御後任といたしまして、電気事業連合会会長の池辺和弘様。本日は池辺様が御欠席のため、電気事業連合会の副会長・清水様に御出席をいただいております。続きまして、橘川武郎委員の御後任といたしまして、横浜国立大学大学院環境情報研究院長／環境情報学府長で、本分科会の液化石油ガス小委員会委員長を務めていただいております大谷英雄様。最後に、坂田貞二委員の御後任といたしまして、日本火薬工業会会長・森下貴様に御就任をいただいております。

議事の扱いについてでございますが、本日の分科会は公開により執り行われます。また、議事録につきましては、委員の方々の御確認をいただいた上でホームページ上に公開することとさせていただきます。

以上でございます。横山分科会長、よろしくお願いいたします。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

それでは早速、議事次第に従いまして、進めさせていただきたいと思います。

まず議題の1番、報告事項。令和元年台風災害を受けた対策の進捗よくにつきまして、議題1関係のPDFファイルを皆様、お開きいただきたいと思います。資料1-1「令和元年台風15号・第19号を踏まえた電力安全分野における対応について」ということにつきまして、田上電力安全課長から御報告をお願いいたします。

○田上電力安全課長 電力安全課の田上と申します。資料1-1「令和元年台風第15号・第19号を踏まえた電力安全分野における対応について」、御報告いたします。

1枚おめくりください。近年、台風・豪雨など自然災害の頻発化・激甚化によりまして、特に昨年の台風15号では鉄塔の倒壊や多数の電柱の損壊により、停電の完全復旧までに2週間を要し、また復旧見込みの公表や電源車派遣などのオペレーションの面で様々な課題が明らかになったところ です。

3ページ目でございます。台風15号・19号、一連の災害を踏まえまして、政府全体で検証チームが立ち上がり、改善すべき論点や対応策が取りまとめられ、政府や電力会社で一体となって取り組んでいるところです。具体的な対応策と、その取組状況につきまして、前回、12月以降の進捗を中心に御紹介したいと思います。

まず①でございます。自治体に対して優先的に電源車を派遣すべき重要施設のリスト化の働きかけでございます。当初から、都道府県の関係者にリストの作成を依頼するとともに、産業保安監督部においても個別に支援をしているところです。電力会社では、5月末までに延べ20自治体からリストを受領しております。他の自治体に対しても、リスト化の支援を強力に行ってまいります。

また、通信事業者との連携につきまして、昨年7月に経産省・総務省との間で締結した申合せを踏まえまして、協力事項を具体化したガイドラインを本年3月に整備し、これを基に、本年3月に電力会社のエリアごとに情報伝達訓練を実施し、引き続き訓練を重ね、課題を洗い出していまいります。

続いて3番目、災害対応のマニュアルについてです。現在、審議中のエネルギー供給強靱化法で策定が義務づけられる災害時連携計画の中で連携の円滑化について、しっかり確保してまいりる予定です。

続いて5番目、復旧作業の迅速化・円滑化に向けた情報共有につきまして、5月29日に改正されました防災基本計画の中で現場での復旧作業の迅速化・円滑化に向けた情報共有が盛り込まれております。これに基づきまして、各電力会社の社内マニュアル、社内ルールで関係者間の適切な情報共有を図ってまいります。

6番目、電力設備の倒木処理・伐採の迅速化について、5月末時点で21の府県で電力会社との協定が締結されております。林野庁の予算を活用し、森林整備も強力に推進してまいります。鉄塔に関しては次のページで御紹介します。

続いて7番目、建築物における電気設備の浸水対策でございます。6月に対策事例を盛り込みました浸水対策ガイドラインを取りまとめて公表する予定にしております。経産省・国交省連携し、関係団体を通じて周知してまいります。

最後、4ページでございます。昨年の台風15号による鉄塔の倒壊事故を踏まえた対応でございます。東電管内で2基の鉄塔の倒壊事故がございました。特殊な地形による突風が原因と推定されており、特殊地形の考慮や地域の実情を踏まえた基準風速(地域風速)の適用については技術基準に盛り込むことが再発防止策として1月に取りまとめをいただいたところでございます。

これを踏まえまして、類似の特殊箇所の地形の有無につきまして、各電力会社に総点検の支持を弊省から出させていただき、台風の襲来頻度が多い太平洋側から調査をした結果、2基の鉄塔について、シミュレーションで算出された風速が鉄塔強度を上回ることが判明いたしましたので、今月中に補強工事を予定しております。また、鉄塔の設計における特殊地形の考慮といった技術基準につきましては5月に改正をし、地域風速の適用に関しては、今年の夏までに措置する予定にしております。

電力安全課からは以上になります。

○横山分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資料1-2「令和元年台風第19号を踏まえた休廃止鉱山インフラのレジリエンス強化策について」ということで、大橋鉱山・火薬類監理官から御報告をお願いしたいと思います。

○大橋鉱山・火薬類監理官　　鉱山・火薬類監理官をしております大橋でございます。

資料1-2に基づきまして説明をさせていただきます。ページとしては右下、6ページとあるところでございます。この背景を口頭で申し上げますと、昨年の台風19号の豪雨の際に、休廃止鉱山においてアクセス道路が寸断し、それに伴いまして電力や薬剤の供給困難が生じ、さらにそれによって、坑廃水処理が脅かされたという事例が複数発生しております。ここまでは前回御説明したものでございます。これに関して、レジリエンス強化に向けた対応について、業界とも調整の上、別途、鉱山保安に関しましては中央鉱山保安協議会において、本年2月にその考え方を業界と我々から説明をし、了解をいただいたというものがございます。この6ページは、そのときの資料を掲載しております。

上半分は省略いたしますけれども、下のほう、取組強化の内容ということで、事業者による現状の点検と改善ということで、自主保安を踏まえつつも、業界団体において改善方針を定め、事業者は改善方針に従って鉱山ごとのアクションプランを策定するというところで、業界の取組、鉱山ごとの取組を行っていくこととしてございます。それに関しまして、国と事業者の協力体制による、更なる災害対応力の向上、事業者の自主的取組に対する支援。その支援のところは、前回、補正予算を要求中でございましたけれども、これが確保できましたので、これの執行ということも行っていき

ということでございます。

全般的には7ページになりますけれども、これは当時の審議会のときより少し変更してございます。大枠はPDCAということで、下のほうにアルファベットでP・D・C・Aとありますけれども、業界が改善方針及びアクションプランを策定して、それを実行に移しつつ、チェックは中央鉱山保安協議会の場において進めていくということにしております。本来、改善方針・アクションプランは5月中にまとめていただくことであつたのですが、やはりコロナの影響により遅れているというようなことを聞いております。いずれにしても、6月末に一旦報告を受けることになっておりますので、そのときの進捗報告をいただいた上で、我々としても必要な指導は行ってまいりたいと考えてございます。さらに、補正予算の執行を着実に進めつつ、後押しをしていきたいと考えております。

以上です。

○横山分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資料1－3「令和元年台風第15号・第19号に係る対応(高圧ガス充填所等からの容器流出)」につきまして、伊藤高圧ガス保安室長から御説明をお願いいたします。

○伊藤高圧ガス保安室長　伊藤でございます。資料1－3を御覧ください。高圧ガス充填所からの容器流出についての対応でございます。

1ページめくっていただきますと、この資料は昨年12月の保安分科会において提出した資料でございます。少し振り返りになりますが、一昨年の2018年7月の豪雨で約4,000本の高圧ガス容器が充填所等から流出したということでございます。更に昨年の9月及び10月の台風によって、関東、東北にある充填所等から約600本の容器が流出したということでございます。左下を見ていただきますと、発災直後から業界団体が対応しておりまして、業界団体といたしましては、産業・医療ガスの充填所等を傘下に持つJIMGA(日本産業・医療ガス協会)、それからLPガス充填所を傘下に持つ全国LPガス協会でございます。

次のページに実際に対策がなされた事例を提示してございます。簡易対策と恒久対策と分かれていますけれども、この簡易対策、写真が見づらいのですが、数本の高圧ガス容器を結束した上で柱、あるいは鉄製のポールにつないで固定をするといったものでございます。仮に容器が浮いたとしても流出しないというような対策でございます。さらに、恒久対策といたしましては、容器置き場の周囲に鉄製のポールを縦と横に配置して、容器が流出しないようにしっかりとガードしているとか、あるいはその周囲をネットで囲って、このネットの中で高圧ガス容器をホールドして、外に流出しないようにするといった対策がとられてございます。

次のページ以降、両協会の対策につきまして、その後の状況を説明したいと思います。まず全

国LPガス協会でございます。昨年の12月、LPガス協会は高リスク事業所といわれているところに対して、未実施であった事業所、208件を限定して、その208件に対して、文書で対策の実施を要請しております。対策期限を2020年、今年の6月末を期限として要請をしているということでございます。

その結果でございますが、その208件すべてにおきまして、先ほど御説明いたしました簡易対策、高圧ガス容器を結束バンド等で縛って流出しないようにするといった簡易対策については実施済みでございました。資料の左下を見ていただきますとお分かりですが、今年の3月31日時点で、恒久対策については208件のうち53件において対応済み。一方、円グラフのピンクと赤のところでございますけれども、6月末までに実施予定が84件、対策が6月末を過ぎる事業所がまだ71件ございます。経済産業省といたしましては、先月にこの84件と71件、合計155件の事業所に対しまして、6月末までに恒久対策を実施していただくよう、全国LPガス協会に文書を発出して、対策を要請しているという状況でございます。

次のページを御覧ください。日本産業・医療ガス協会(JIMGA)のフォローアップ状況、対策状況でございます。JIMGAは、昨年12月に会員企業を対象としてリスク分析、それから自然災害対策の実施状況の調査をしております。この調査結果を踏まえて、今年の3月にJIMGA指針と言われる自然災害の対策検討指針を改定して、この指針の周知と、それぞれの事業者に対する対策要請を行ってきたという状況でございます。

左下の円グラフを御覧ください。今年の5月時点におきまして、対策が完了した事業所が132件、これはいわゆる恒久的な対策の実施が完了した事業所でございます。しかしながら、対策未実施の事業所が220件ということでしたので、経済産業省といたしましても、先月、この対策が完了していない事業所220件を確実に6月末までに対策を講じていただくよう、JIMGAを通じて要請をしているという状況でございます。両協会におかれましては、傘下の事業者が6月末までにしっかりと対策を講じていただけるよう、強く働きかけをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○横山分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資料1-4「令和元年台風第19号に係る対応(LPガス一般家庭容器流出について)」、月館ガス安全室長から御説明をお願いいたします。

○月館ガス安全室長　ガス安全室長の月館でございます。資料1-4で、令和元年台風第19号に係るLPガスの一般家庭での容器流出被害及びその対応について御説明します。

この説明は保安分科会では初めての説明になります。15ページ目をお願いします。

昨年の台風19号では、関東、甲信地方、それから東北地方を中心に被害が発生しております。一般家庭からのLPガス容器の埋没、及び流出ですけれども、303本発生しております。その要因としては3つございまして、1つは土砂崩れによる埋没。2つ目としては家屋の倒壊・損壊による流出。それと3番目ですけれども、容器が水流や倒木などの浮遊物に接触して、高圧ホースと容器の接合部が外れたことによる流出となっております。

なお、この埋没・流出したLPガス容器に係る二次災害の報告はございませんでした。

この埋没・流出した303本のうち、先ほど説明した3番目、容器が外れて流出したものについては約2割、62本ございました。ちなみに、右下に写真を紹介しておりますけれども、家屋とLPガスの接続はチェーンとかベルトで倒れないようになっておりまして、さらに張力が強い高圧ホースですが、それで配管に接続されているという状況でございます。

埋没・流出については次のページに写真で紹介してあります。①の土砂崩れによる埋没でございます。これは裏山の土砂崩れによって容器が埋没してしまうという状況です。②は家屋の損壊による流出でございます。水害によって家屋が損壊してしまっていて、それによって容器が倒れたり、流出したりということでございます。③は浸水等によって高圧ガスホースから容器が断絶して流れてしまったという例でございます。上の写真ですけれども、高圧ガスホースの、ちょうど金属のかしめのところがちぎれているというのが見てとれると思います。

次のページでございます。LPガス容器の流出対策でございます。下の表に大きく2つ、説明してございます。1つは流出した容器の回収体制でございます。先ほど説明したとおり、全体の8割が土砂崩れによる埋没とか、家屋の損壊による流出でございます。こうした流出した容器を回収することが重要だということで、回収体制の整備ということでございます。短期的には、6月中に地域内のLPガス協会の中でそういった情報がきちんと伝達されて、協力体制がとれるように体制整備をしようということになっております。長期的には、この地域だけではなくて、昨年の台風被害もそうだったのですけれども、かなり広域にわたるということで、全国的な情報収集の協力体制をとるということ新しくシステム開発したいということでございます。

流出した容器の安全対策でございます。これは表の右側にございます。短期的には、高圧ガスホースから外れた場合、ガスが漏れないようにということで、そういった仕組みがあるものは従来から開発されて、普及しているのですけれども、今後は、こういったものだけを製造していただいて、それ以外のものは流通しないようにということで、全国LPガス協会さんからメーカー団体に対して、そういったものだけを製造するという要請をすることになっております。これについては6月1日付で

全国LPガス協会さんから日本LPガス供給機器工業会さんに要請書が発出されております。中長期的な対策としては、この容器の流出について防止する方法がないだろうかということで調査研究をやるということでは検討しているところでございます。

以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

以上の報告を踏まえまして、一般社団法人全国LPガス協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会から今後の対応について一言御発言をお願いしたいと思います。

まず一般社団法人全国LPガス協会専務理事の村田委員代理からお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○村田(立原委員代理) 全国LPガス協会専務理事の村田でございます。安心・安全の確保はLPガスの販売を業として行う上での大前提だと思っております、容器の流出はあってはならないということで、当協会としては会員に対し、徹底した措置を講ずるように強く要請してきたところであります。

現在、約200の簡易対策事業所のうち、残る155について、恒久措置を、今年6月末までに措置するように要請し、フォローアップも行っているところでございますが、あともう一踏ん張りというような状況でございます。我々としては、何としても今月末までにこの恒久措置を完遂するように取り組んでまいります。必要に応じて、行政側からのさらなるご指導等よろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして一般社団法人日本産業・医療ガス協会の永田副会長さんからお願いいたします。

○永田オブザーバー JIMGAの永田でございます。ただいま高圧ガス保安室から御説明いただいたとおりでございますが、私ども業界団体として、現在、対策の未了、又は不十分な事業所に対して、期限までに対策が完了いたしますように強力に指導、そして実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

これまでの御報告をお聞きいただきまして、前回の分科会以来半年あまりになりますが、しっかりと対策をとっていただいていると思います。

それでは、ここで委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。チャット欄に御発言をしたい旨を記載していただければ、御指名をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは岩本委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩本委員 質問です。資料1-1の3ページです。表になっている一番左下の部分なのですが、⑦の「建築物における電気設備の浸水」というところです。その「電気設備」の中には大規模マンションというか、タワーマンションとかの自家発電機は含まれますか。ディーゼル発電の大きな発電機とか、それから今、LPガスによる、そういうマンションの大規模な非常用の発電機とかが導入促進されていますけれども、そういうのもここに含まれるのかどうかというのを教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○横山分科会長 ありがとうございます。

それでは田上電力安全課長からお願いします。

○田上電力安全課長 今、岩本先生から御質問があった電気設備の対象物ですけれども、御指摘のとおり、大規模なマンションの自家発電設備が含まれております。これに対して、どのように事前の対策をしていくについて、他のマンション等の事例を踏まえて、今、ガイドラインの準備をしているところでございます。

○横山分科会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして東嶋委員からお願いいたします。

○東嶋委員 東嶋です。

資料の1-3と4についてなのですが、流出防止対策のフォローアップ状況の報告をありがとうございました。よく分かりました。

6月末までにという期限を設けられているので、新型コロナの感染防止に留意しつつ、まずは各事業所さんの個別の対応をしっかりと終えていただいて、さらに資料1-4の17ページにありますように、一般家庭の容器の流出対策についても、事業所間のネットワーク化を逐次進めていただいて、次の災害にしっかりと備えていただければと、お願いいたします。ありがとうございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

伊藤高压ガス保安室長か月舘ガス安全室長から何かコメントはございますか。

○伊藤高压ガス保安室長 ありがとうございます。コロナ環境下でございますけれども、安全対策をしっかり講じた上で、こういった流出防止対策を行っていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○横山分科会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さん、御発言ございますでしょうか。首藤委員、よろしく願いいたします。

○首藤委員 首藤です。御説明ありがとうございました。

1つ、質問です。高圧ガス容器の流出防止対策ですとか、随分進めていただいているなど思うのですが、とはいえ、6月末までの恒久対策は難しいというアンケートの回答をされているところがかなりあるということで、もちろん進めていただくということで強かにプッシュしていただけるということですが、その対策実施が6月末までには難しいとされている事業者さんの難しい理由と申しますか、どういったところがネックになっているのかということがもし分かれば、教えていただければと思います。以上です。

○横山分科会長 ありがとうございます。

それでは伊藤高圧ガス保安室長から、よろしく願いいたします。

○伊藤高圧ガス保安室長 各協会のほうが詳しい状況をお持ちだと思いますので、もし可能であれば、協会のほうからお願いできればと思います。

○横山分科会長 協会からお願いいたします。

○村田(立原委員代理) 今の御質問についてでございますけれども、新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、いろいろと要員繰り、資金繰り、資材の確保等々苦勞しているところがございます、そういった関係でなかなか6月末までには実施できないということがありますけれども、最大限の努力をして、何とか完遂するよにということで、今、ピンポイントで要請されておりますので、努力を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

首藤さん、よろしゅうございますでしょうか。

○首藤委員 ありがとうございます。そういった事情であれば、感染症対策に気をつけつつ、頑張ってくださいと言わざるを得ないかなと思います。どうもありがとうございました。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。感染症対策をしながら、しっかりと進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしゅうございますか。——どうもありがとうございました。御意見がないようでしたら、次の議題に進めさせていただきたいと思います。

議題の2番、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応についてということで、本議題は

討議ということになっております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。田尻さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

○田尻保安課長 資料2に基づきまして、御説明させていただきます。この議題は、もしこの分科会が4月に予定どおり開催されていたら入らなかったような議題だったかもしれないのですが、まさに緊急事態宣言が解除されたものの、引き続き留意しなければいけないことも多く、当然、この保安分野に限らず、皆様方の生活であったり、又は日本のみならず世界にわたって大きな影響を与えた、このコロナウイルスの感染症について、それに基づく様々な対応ということで、ある意味、前回の第3回から最大の変化があった 이슈 ということだと思います。それに対して、我々のほうも様々な制度の見直し、対応を進めてきたということもありますし、今後もこういった状況が続く可能性があるということを踏まえた対応策なども採ってきたということもございますので、今回、我々の対応を全て取りまとめた資料を作らせていただきましたので、こちらを御報告させていただきつつ、皆様方の御意見をいただければと思っております。

次のページをお願いいたします。まず最初に我々が扱っている電力、ガス、コンビナート等のインフラというのは、皆さん御案内のとおり、国民生活に必要不可欠ということでございまして、コロナ感染症の拡大下においても安全な事業継続をしっかりとやっていけよというようなことを言われているものでございます。

左下、小さい字で恐縮ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針というものにつきましても、そのさらに下、別紙とあるところですが、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者ということで、インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道等々)のものは、このような状況であっても事業の継続をきちんとやっていこうというようなことになってございます。したがって、こういったことを継続するに当たって、皆様方にそれをきちんとやっていただけるように、我々といたしましても支援であったり、制度の見直しであったり、そういうことに取り組んできたものでございます。

次のページを御覧いただければと思います。これまで感染症対策といたしまして、大きく3点の対策を講じてまいりました。保安の講習は左下に写真があるとおり、通常であれば、こういった会場では皆さん、一堂に集まった講習なのですけれども、感染症の中ではなかなかこういうことはできないということで、三密を防止しながら、どうやって実現していくかというようなこと。2つ目の真ん中、大規模な保安の定期検査です。安全を確保するための定期的な検査につきましても、やはりいったん、設備をとめて、人が集まるということでありまして、これもまた三密の観点が出てくるということもございます。一番右、窓口における申請手続でございます。我が国で、従来からある窓口での業務、

又は書類を紙で持ってくるというような、そういう申請手続きにつきましても、やはりコロナ対応下においてはなるべく避けたほうがいいのではないかなというようなこともございます。こういった観点で対応策を講じてきたところでございます。

一つずつ順番に御紹介いたします。3ページ目、まず講習等の延期でございます。当然のことながら、産業保安に従事する技術者の方々には最新の知見をしっかりと講習などで得ていくということが求められているのですけれども、先ほど申し上げたとおり、こういった一堂に会するような講習は、なかなかコロナ感染症の対応の中ではできないということでございまして、まずは、それをいったん中止したり、延期をするという措置を講じるとともに、それによって資格が喪失することのないように手当を講じたということでございます。また今後につきましても、こういったことがいつ何時起こるかもしれないということを踏まえまして、その中でも効率的に、効果的に講習を行うことができるように、講習自体をオンライン化できるようなことを検討しているところでございます。

4ページ目は制度上の対応でございまして、「災害その他やむを得ない事由により期間内に講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けなければならない」ということで、基本的には6カ月、ないしは1年の延長ということ認めている。その間に講習を受けていただくということを考えているところでございます。

次に5ページ目でございます。オンラインの講習につきましても、電力、ガス、その他いろいろな分野がございますけれども、それぞれオンライン講習ができるように、今、対応の検討を進めているところでございます。ここにあります第1種の電気工事士の定期講習につきましては、省令の解釈や運用内規を6月前半には明確化して、早ければ7月からオンラインの講習をやっていきたいと思っているところでございます。

次、6ページ目は、同じくLP保安に対しても遠隔教育が実施できるような対応を考えているところでございます。

続きまして、7ページ目、定期点検でございます。こちらにつきましても、先ほど申し上げたとおり、この時期に大規模な人数が集まった定期点検は難しいだろうということでございまして、本年の4月10日から9月30日の間に定期検査の期限が来ってしまうようなものにつきましては、それぞれ4カ月間の延長をするということを可能といたしまして、その間に検査を行っていただければ構わないというようなことで高圧法、液石法、ガス事業法等の検査につきましても、こういう法令上の措置、制度改正を実施いたしました。

続きまして8ページ目です。こういった法令上の手当はして、事業者のほうに延期してもいいよということを申し上げてはいるのですけれども、事業者といたしましても、やはり設備の安全性を確保

するためにある程度の段階では検査をしたいというようなことを考えている事業者も幾つかいらっしゃいまして、ただ一方で、検査をやる場合には、地元によくの人が集まってしまうというような状況がございますので、それは地元の自治体としっかりと連携をとり合って、感染の拡大の防止を図りながら、適切な対応を行ってほしいというようなことでございます。

8ページ目は茨城県の鹿島東部コンビナートの定期修理に関する事例でございますけれども、事業者と県庁で緊密な連絡を取り合ひまして、県庁のほうが発表した資料でございますが、水際対策をしっかりと、日々の作業員の健康状態を把握する、あとは感染を防止するために外出など、行動の自粛をするというようなことを踏まえて、きちんとやってくださいねということを、事業者と自治体の間で連携をとりながらやったという事例でございます。

また9ページ目でございますが、更なる次のステップといたしまして、そういった現地の審査のみならず、Web上でも審査を可能とするような措置も将来的にはできればいいなと思っております、今、その具体化に向けまして、6月中にも具体的な審査方法を示すことができるように今、検討を進めている状況でございます。

次、10ページ目は申請手続の関係でございます。この分科会でも以前から御報告しておりますとおり、私どもの保安手続、全部で1年間に約25万件でございます。この手続をなるべくオンラインでできるように、保安ネットというものを構築をできてきておりまして、今年の1月から運用を開始してございます。2つ目のポツですけれども、保安ネットによる申請可能なものは、約300の保安手続のうち22手続にとどまっていると書いてございます。22なのでございますけれども、数が多いものをまず取り上げてございますので、先ほど申し上げた25万件のうちの約22万件が対象になってございます。残りの3万件につきましては、オンラインではなく、紙での提出、申請をやっていたところでございますけれども、今後、感染症対策の観点から、この残りの3万件のものにつきましても、オンラインでの受付が可能となるように、今、システム上の措置を講じることをいたしまして、今年の6月1日から、あらゆる申請を受け付けることができるような申請のフォームを用意いたしました。これで25万件すべての産業保安の手続がオンラインで可能になってございます。

さらに今後でございますけれども、あくまでもオンラインはオプションとか選択でございまして、引き続き紙でも申請は可能になっているのですが、さらに紙だと、社印を必ず押さなければいけないという、これは伝統的な慣習もあって、そうなっております。そのためにあえて出勤をするということもあると、感染症対策の面からいかなものかということもございまして、そもそも、このような申請の書面に押印なども不要となるような対策がとれないかということも、これは政府全体でも検討を進めておりますけれども、我々もいたしまして、制度改正なども検討していきたいと考えているとこ

ろでございます。

11ページ目でございます。今、述べたような3つは当面の対策でやってきたことでございますけれども、さらに将来を見据えて、ITとデジタル化の技術を使いながら、スマート保安というようなことで、現場の作業の負担を軽減するためにAIなどが使えないかとか、あと常時監視も遠隔で監視することができるのではないかというようなことも踏まえたスマート保安の取組。これは前回の分科会でも御紹介いたしましたけれども、このスマート保安の取組は感染症対策にも通じるということで、我々としても非常に力を入れていきたいと思っているところでございます。

12ページ目でございますが、今回の一次補正の予算で20億円の予算を確保いたしまして、これらの取組を強化するような実証実験などの予算を獲得したということでございます。

最後、13ページ目のまとめでございます。今、申し上げたとおり、感染症の対策といたしましては、短期的には試験、講習、検査・点検、規制手続、それぞれについて、中止・延期をしたり、Web審査を導入したり、オンライン手続の対象の拡大などを講じましたけれども、将来、アフターコロナと言われておりますが、終わるところか、これを前提とした、今はウイズコロナというような議論を各方面でしているところでございます。三密を避けて試験を実施したり、オンラインで講習を行ったり、あとスマート保安を進める、オンライン手続100%でやっていくというような対策を講じることによって、感染症に対するレジリエンスを確保するとともに、産業保安の合理化・効率化を併せて進めていきたいということで、今後、我々としても力を入れてやっていきたいと考えているところでございます。

以上、私からの説明でございます。ありがとうございました。

○横山分科会長 御説明ありがとうございました。新型コロナウイルス感染症拡大の対策ということで、次の議題でも出てきますスマート保安ということも含めて、加速されているというようなことかと思えます。次の議題にもかかわりますが、ここで皆さんから、この新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応ということで御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。先ほどと同じように、チャット欄に御発言の旨を書いていただければ、御指名をいたしますので、よろしくよろしくお願いいたします。それではまず倉渕さんから、どうぞよろしくお願いいたします。

○倉渕委員 倉渕です。どうもありがとうございました。

都市ガスでは特監法の資格試験にちょっと関係しているのですが、やはり今のコロナの状態、いわゆる三密で講習がなかなかやりにくいとか、対面で試験ができないというような、実際、大学でも同じような悩みを抱えているわけです。例えばDVDを送るとか、あるいは試験を送付するとか、いろいろと工夫をせざるを得ない状況に今、なっているのですが、一部、聞いたところによると、パソコンにカメラがついていますよね、そのカメラを使って、例えば受講している学生の様

子を監視して、ちゃんと受講しているかとか、試験をやっているときに何か怪しい動きがないかみたいなことをやって、いわゆる客観性を確保するみたいなことを試みている、そういうのも聞いております。ぜひ、そういういろいろな試みを集約していただきまして、公正な試験をするためのノウハウを収集して、御提供いただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

事務局のほうから何かコメントはありますでしょうか。

○田尻保安課長 ありがとうございます。オンライン研修、今、検討を進めているところでございますので、御指摘いただいた点も踏まえまして、何ができるかということを考えていきたいと思っております。以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして高圧ガス保安協会の近藤会長からよろしくお願いいたします。

○近藤委員 高圧ガス保安協会の会長の近藤でございます。

コロナによりまず経済悪化で、企業は今、非常に大きな影響を受けているところでございます。1－3月のGDPの速報値でもマイナス3.4という数字でございますし、4月から6月の民間エコノミストの予想では20%を超えるような悪化が見込まれているわけでございます。企業収益や業況判断も非常に厳しい状況なわけでございます。このような中にありましても、保安関係者は保安レベルの確保とコロナの拡大防止の両立に尽力をしてきたところでございます。

私どもの高圧ガス保安協会による取組を少し御紹介いたしますと、講習の延期と再開に向けた感染防止策の徹底、免除制度の特例の検討、オンライン講習の実施。2番目として、LPの販売事業者の指導者に対する講習を遠隔で実施する。3番目に、コンビナートの認定の更新の際、現地審査をWeb審査で実施する。4番目に、ドローンやAIなどの利用促進のための技術基準や制度の調査、こういったことを進めております。こういった取組を通じて、引き続きコロナのリスクの中でも保安レベルを維持する環境を整えていきたいと思っております。

一方、冒頭に申し上げましたように、事業者が非常に大きな経済的損失を受けている中、ややもすれば、保安の重要性がないがしろにされないかという心配をしているところでございます。このような状況下にありましても、保安の重要性は変わらないわけでございます。ただでさえ、出勤抑制やテレワーク、遠隔作業、機械装置の再稼働などで平時より事故のリスクは増しているところでございます。高圧ガスの死亡事故について振り返ってみても、平成30年はゼロ件でございました。昨年、平成31年から令和元年でございますけれども、昨年は2件ございました。今年に入りまして、この5月まででまだ半年でございますけれども、既に2件となっているわけでございます。この2件

のうちの1件はまだ高圧ガス事故と確定しておりませんので、あるいは1件になるかもしれませんが、この半年で既に2件という状況を見ましても、高圧ガスをめぐるいろいろな問題が既に起こり始めていると、こういう気がするところでございます。

こういう状況ではございますが、こういう状況であればこそ、コロナの影響で企業体力が落ちる一方で、潜在的な危険性が増している中で、我々関係者は、今一度保安の重要性を認識し、経営者にもその重要性をしっかりと把握をしていただいて、取り組んでいただきたいと思っているところでございます。私どもも保安を担う団体といたしまして、与えられた役割をきちんと果たしていきたいと、このように考えているところでございます。

少し長くなりました。ありがとうございました。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、小川委員からお願いいたします。

○小川委員 高圧小委員会の小川です。

検査に関してなのですが、定期検査とか、そういうところで、今の御説明でも、三密ということ进行することができなくてという話があったのですが、やはりそのとおりだと思います。今の話の中に人間側の検査のことがなかったのですが、かかっている人がいなければ、三密があってもコロナに感染することはないわけで、経産省は人間側の検査は管轄外かもしれませんが、作業員に対しての、人に対しての検査というところに目を向ける必要があるのではないかと思います。

以上です。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国LPガス協会の村田さんからよろしくお願ひします。

○村田(立原委員代理) LPガスの保安に関する遠隔教育、いわゆるオンラインの講習について、一言発言をいたします。

コロナの関係で、こういったオンラインの講習が今後メインになっていくというのは、時勢の流れだと思っております。ただ、全国のLPガスの販売事業者には、中小零細企業が多くて、いわゆるITの世界に抵抗感を持つ人たちが少なからずいるのが実態でございます。そういう意味からいたしますと、こういったSkypeでの、あるいはWeb等による双方向の講習というのが一気に進むというのはなかなか難しいかなという気もいたしておりますので、例えばYouTubeでの動画の配信等、そういったものを取り入れて、少しでもそういった環境に慣れていくように配慮をいただくようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

これまでの委員の皆様の御発言に対して、事務局から何かコメントはありますでしょうか。

○田尻保安課長 ありがとうございます。近藤委員のコメント、まさにそのとおりでございます。実は我々、役所のほうもテレワークで半分とか3割とかしか出勤していないのですけれども、やはりそういうときにも事故が起こったときにはちゃんと対応できるような対策を講じているつもりでございますし、こういうところも意識していければと思っております。

あと、村田委員からもあった遠隔教育をやっていくときには徐々に段階を経てやっていき、ITに慣れていない方に対する対応をちゃんと考えていかなければいけないというのはそのとおりでございますので、しっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

○小澤技術総括・保安審議官 先生、1点だけ。小川先生からあった人間側の検査、これは正直申し上げて、私どもの所掌の外ではございますけれども、これは政府全体として、実際に今、PCR検査から抗体検査、そういったものもどんどんやるように拡大をしておりますので、そういった中で人間側の検査をどんなように社会の中で実装させていくかというのは今後の検討課題になっていくと思います。そういったものも関係省庁と連絡をとりながら対応を工夫して、あるいは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

私からも、倉渕先生から、いろいろな試験の問題で、オンラインでパソコンのカメラを使って監視するというようなお話がございましたが、実は我々の学科のほうでも、オンライン講義の中で試験を行うというのはどのようにするか検討をしております

したように、カメラで監視することも我々も考えておまして、そうすると、1人の先生で3人か4人ぐらいしか監視できないよねということで、20人受けるとなると、5人ぐらいの先生で監視しないとだめかなというようなことで、なかなか監視する側の人数もたくさん要るかなということも検討しているところでございます。うちの大学の様子でございますが、御参考になればと思います。ありがとうございました。

それでは、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 よろしくお願いたします。御説明いただいたとおり、現場の方たちの日常の努力というか、作業員さんをはじめ、多分いろいろな不安を抱えながらやらなければいけないことが多いと思う

ので、まずその方たちに感謝を申し上げたいと思います。

1つ気になるのは、今、横山先生がおっしゃったとおり、試験が大丈夫かということももちろんなのですが、それと併せて、eラーニングを継続講習等で行うと思うのですが、オンラインで見て、受けた感じになってしまって、その知識習得のフォロー、確認をなかなかしにくくなるのではないかと懸念があります。こういう一方通行のラーニングの後のフォローをどうするかということも含めて、習得の確認も併せてやっていただけたらいいなと考えます。

以上です。

○横山分科会長 ありがとうございます。

事務局のほうから何かございますか。

○田上電力安全課長 電気工事士の講習の関係についても、三浦先生から御指摘のあった知識習得、成果の確認は大きな課題となっております、我々としても、例えば小テストをすとか、講師への質問を適切に行うなど、検討しているところでございます。

先ほど田尻から説明がありましたように、6月上旬ぐらいに、具体的な内容を決めていきたいと思っておりますので、それに併せて、皆様にも共有させていただきたいと思っております。

○横山分科会長 ありがとうございます。

それではほかに、委員の皆様から御発言はございますでしょうか。——よろしゅうございますでしょうか。次の議題ともかかわりますので、「今後の産業保安行政のあり方について」を御説明いただいて、そこでもまた含めまして、皆さんから御意見をいただければと思います。

それでは資料3につきまして、田尻さんから御説明をよろしく願いいたします。

○田尻保安課長 続きまして、資料3に基づいて説明いたします。

最初の1ページ目は、今、画面にも出ていますが、非常に小さい字で申しわけないのですが、前回、12月のときにA3の大きな紙で机の上に置いてあった紙のリバイス版というようなものでございます。その前回の分科会で委員の方から出た御意見、あと今回、事前に御説明を行った際にもいただいた意見なども踏まえて、私どものほうで修正をしたものでございまして、この大きな紙の赤の下線が引いてある部分と、中段下ぐらいにある、赤で枠囲いしている部分、そこが前回から変わった部分ということでご理解をいただいて、そこについての補足をさせていただければと思います。

まず一番上の箱にある「産業保安全体の規制の整合性を意識しながら」というところなのですが、そこは前回の分科会でも御意見をいただいておりますし、今回、例えば定期検査の期限を延長するという場合にも、同じ1つのコンビナートで高圧ガス設備とボイラーと危険物で、それぞ

れ規制する法律が少しずつ違う中で、やはりみんな一斉に延長してくれないと意味がないだろうということで、そこは3省庁で連携してやらせていただいたりもしておりますし、今後のスマート保安という動きの中で規制を見直す中でも、こういったことは意識しながらやっていきたいということで書かせていただいております。

続きまして、2段目のリスク要因の変化というところの色がついている箱の一番左、産業保安を取り巻く環境の変化のところについては、「感染症リスクの拡大」ということで新しく項目を起こしてございます。先ほどの議題でもございましたとおり、今後はある種、新しい日常の一環として、こういうことを意識しながら対応をとらなければいけないということで新しく項目を起こしてございます。

続きまして、真ん中ほどの赤い色で塗った2、取組方針というところの変更した部分でございます。1番目「保安・レジリエンスの強化に向けた不断の取組」という中では、「安全確保を前提とした緊急時の柔軟な規制の運用」と、ここを追加しておりますが、これは先ほどのコロナ対応で当方が行った対応を書かせていただいております。

2番目の「持続可能な産業保安力の確保に向けたスマート保安の推進」というところにつきましては、前回、「産業保安力の確保」で止まってしまっていたのですが、スマート保安のコンセプトを、後でも御説明しますように、我々の中でも非常に重要視して、コロナ対策のみならず、安全のレベルを高めること、また効率化にも資するということは、我々としても重点を置く施策でございますので、ここに項目としても新しく追加をさせていただいたということでございます。

続きまして、その下、3番、これまでの取組と今後の施策というところについては、まず赤枠で大きく囲ってある部分なのですけれども、前回、単に「課題」ということで書いてあっただけなのですが、これまで我々がやってきた取組もしっかり書いていこうということで、新しくそれぞれの3つの柱ごとに対応を追加させていただいたという部分でございます。

最後に、今後の施策の方向性というところにつきましては、幾つか下線を追加した部分につきましては、災害時の対応の情報収集強化であったりとか、予測力の強化というものは委員会の御指摘を受けて追加した部分になってございます。また(4)として「感染症等のリスクを踏まえた対応」ということで、先ほど議題にあったものをそのままはめ込むような形で、こういうことを前提に対応をとっていくことを書かせていただいております。

次、真ん中の柱でございますが、(1)合理的な保安システムの構築という部分につきましても、冒頭にあった「関係省庁間の連携」というのを加えさせていただくとともに、先ほども近藤委員から少し御指摘がありましたけれども、こういった中でも安全に、しっかりと企業の方に投資をしていただくことが大事だと思いますので、逆に、そういうことがインセンティブになるような表彰制度、これは従

来からもやっているのですが、ここで明示をしたということでございます。

(2)でございます。スマート保安の関係でございますけれども、前回の12月の分科会では、ここは官民のプラットフォームというような形で書いてあった部分であります。こちらについては後ほど説明いたしますけれども、「スマート保安官民協議会」という、官と民で協議する協議体を新しく設置するというので、これは近々開催したいということを進めておりますので、名称を書かせていただいたということでございます。では、実際に何を取り組むかということについて、2つ下のチェックのところに「先進事例集の活用」ということで、「スマート保安のベネフィットの見える化」をするような取組をやっていききたいと。シンポジウムとか、そういうことも含めてやっていききたいと思っております。あとは、スマート保安によって感染症対策も進むのだということで、その下に追加をしたということでございます。

その下、(3)についても、人材育成とか魅力の向上という意味でオンライン講習も入るだろうということで、これは先ほどの感染症の再掲でございますけれども、追加で書いてございます。

3つ目の柱、右側でございます。(2)新しいプレイヤーへの対応というところで、「新たなプレイヤーによる災害の防止に向けた規制の強化」と書いてございます。こちら、電気事業法をはじめとするエネルギー関係の法律を改正するような、一括で束ねた「エネルギー供給強靱化法案」というものを現在、通常国会に出しております、本日も審議をしているところでございます。近々、うまくいけば成立をするというものでございますので、ここに、法律面を含めて明記をさせていただいたということでございます。あとは、国民の方々の「安全意識を高めるための取組」が重要だという御指摘がございましたので、ここに加えさせていただいております。

以上が前回A3でお示した大きな方向性の修正でございます。2ページ目以降の、「今後の産業保安行政のあり方について」というものについては、今申し上げたところを詳細に書いたものでございます。

次のページを開けていただいて、リスク要因の変化として、現状把握の部分につきまして、若干の追加なり、修正がございますけれども、基本的なストーリーは同じでございますので、ここは捨象させていただきまして、20ページまで飛んでいただければと思います。

これらの現状を踏まえて、今後の施策の方向性ということで、次のページ以降に示しているのですけれども、例えば21ページ目は、1つ目の柱、保安・レジリエンスの強化に向けた不断の取組ということで、大きな方向性とこれまでの取組と課題として、先ほどのA3の資料で書いてあったことをそのまま書いてございます。

続いて22ページ目は今後の取組の方向性ということで、上半分の(1)から(4)は先ほどの紙と同

じことが書いてございます。今回の資料で追加で書いてあるのが、下の半分、具体的な施策例ということでございまして、今申し上げた取組の方向性に従って、では、今後、具体的にどうということをやっていくのだということにつきまして、①から⑦まで書いてございます。こちら、項目を書いてございますけれども、27ページ目以降で参考資料(施策集)ということで取り上げさせていただいてございますので、また後で御紹介させていただきます。

続きまして、23ページ目が2つ目の柱の持続可能な産業保安力の確保に向けたスマート保安の推進ということで、23、24と、それぞれの項目が書いてございまして、24の下3分の1ぐらいのところに具体的な施策例として14個の施策を掲げてございます。

25ページ目です。3番目、安全・安心の向上に向けた新たな環境整備ということで、26ページ目の前半部分までは先ほどの1枚紙と同じでありまして、具体的な施策例の下半分、①から⑧が我々の取組でございます。

27ページ目以降は参考資料(施策集)ということで、今、申し上げた施策例をずらっと一まとめにして書いてございます。非常に細かいものでございますので、後で御参照いただければと思っておりますけれども、例えば28ページ目の1番目、保安・レジリエンスの強化に向けた不断の取組ということにつきましては、⑦です。新型コロナ感染症対策に向けた柔軟な規制の運用・オンライン化の推進ということで、先ほど議題2で取り上げた内容につきまして、それをそのままこちらのほうにも施策として盛り込ませていただいているということでございます。

続きまして、39ページ目に行っていただきまして、2番目の柱の持続可能な産業保安力の確保に向けたスマート保安の推進ということで、先ほどの14個の施策が書いてございますけれども、この中で①スマート保安に向けた官民連携強化についてということで、少し御説明させていただければと思います。

40ページ目でございます。背景・目的といたしましては、前回の分科会の繰り返しでございますけれども、災害が激甚化するであるとか、その中でインフラの強靱化が求められる。また人材の高齢化であるとか、長期的に不足するというような社会的な環境の変化もございます。またデジタル社会の進展ということで非常に大きな変化の波が訪れる中で、構造的な課題にどう対応していくかということでございます。また感染症も大きな流れの一つだということがございます。

ただ一方で、このスマート保安というものにつきましては、3年ほど前も、この分科会でも御紹介させていただいたとおり、我々のコンセプトとしては持っていたのですけれども、なかなか本格的な導入には至っていないということでございまして、ここで加速をしていきたいということで、官民のトップが集まった、スマート保安官民協議会というものをつくっていきたくて考えてございます。その協議

会の設置については、次の41ページ目に全体像を掲げてございます。

左側に官、右側に民とございます。民のほうは、我々の保安に関係するような業界の方、石油業界、化学業界、電力、ガス、鉄工等の業界団体のトップの方にお越しいただく。一方で左側の官につきましても、私どもの大臣と、それぞれの業界を所管する関係の局長の方に集まってもらって、トップが集まるハイレベルの官民協議会というものを作りまして、まずそもそもスマート保安というものの基本的な考え方を再度明確化して、その方向性を官民で共有していくというようなことを考えてございます。

さらに、真ん中の下にある分野別の部会というものがございますけれども、今、申し上げた各業界別の部会を立ち上げまして、それぞれの業界ごとの特徴に応じた分野別の取組を具体化していただきたいと思っております。実際にそれに基づいて民間の方々には、そういった新しい技術を使った実証や導入などを進めていただきたいと思っておりますし、左側、官の我々の役割といたしましては、そういう技術革新に対応した保安の規制や制度をしっかりと見直していきたいということとともに、そういったスマート保安の取組が進むような、例えば事例の普及であったりとか、表彰制度を作るであるとか、シンポジウムを開くとか、技術開発の支援をすることとか、そういった後押しをすることによって、このスマート保安を進めていきたいと考えているところでございます。

この協議会は、これもコロナの影響がなければ、もうちょっと早くスタートしているつもりだったのですけれども、コロナの緊急事態宣言が明けたこともあって、近々やっていきたいと思っておりますのでございます。

42ページ目は、プラントにおけるドローンの活用、43ページは鉱山におけるドローンの活用ということで、それぞれ分野ごとの新しい技術を使った取組についての御紹介でございまして、44、45は発電所回りの取組を御紹介させていただいているところでございます。

以降は、先ほど申し上げた施策に従いまして、それぞれ1ページずつ、予算、制度改正の取組を御紹介させていただいたものでございますので、後刻、お時間のあるときに御覧いただければと思っておりますのでございます。

以上、私からの説明でございます。ありがとうございました。

○横山分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、本日も40分ぐらい、討議の時間をとっておりますので、ぜひ皆さんのほうから活発な御議論をお願いしたいと思います。田村委員からお願いいたします。

○田村委員 資料3「今後の産業保安行政のあり方について」意見がございまして。3番の「今後の施策の方向性」の中の(1)「緊急時体制の整備」と(2)「インフラのリスク評価・シナリオ想定に

よる対策重点化」というところなのですけれども、前回委員会でも発言させていただきましたとおり、レジリエンスというのは、昨今、予防力・予測力・対応力の3つがそろってレジリエンスが向上すると国でもそのように言うておりますので、できれば平仄を合わせていただきつつ、内容の充実を図っていただければという御提案でございます。具体的には、(2)のインフラのリスク評価による対策の重点化というところですが、まず1つ目は予測力です。「国や自治体の被害想定やハザードマップ等を活用した災害予測力の向上とそのシナリオに基づく対策の重点化」というようにしていただくとよいかと思えます。理由は「ハザードマップが国や自治体の被害想定に基づいているものではありませんが、ハザードマップ自体は全ての被害想定に対して、作られているわけではありませんので、それを足していただきたいということ。そして、それらのデータやマップに基づいて、災害シナリオを作っていただいて、そのシナリオに基づいて対策を重点化するのだと明記していただきたいと思えます。

次は、予防力でございます。予防力につきましては事前対策ということですので、でき得れば「災害を想定したインフラ強化対策、復旧モデルの精緻化による予防力の向上」ということで、まずは事前に施設や管路等を強くしていただくとともに、復旧モデルの精緻化というのをすれば、今回の台風のようなことにならないで済むのではないかという御提案でございます。

それから、対応力ですが、ここには「連携します」「モデルをつくります」と書いてあって、これはこれでぜひこのまま生かしていただきたいと思うのですが、台風のとときの電力などに見られましたように、被害状況、それぞれの対応状況の全体像がわからない、それから業界団体、業界団体を束ねる経産省さんとして見通しが立たなかったことが、やはりいろいろ御批判を受けるようなことになったのではないかと思いますので、でき得れば「発災時の状況認識の統一やそれに基づく資源配分等の戦略策定機能強化による対応力向上」を明記していただきたいと思えます。これに関しましては、司令塔機能強化といってもいいかもしれません。もし司令塔というお言葉が行政的にそぐわないということであれば、戦略策定機能強化という言葉を入れていただいて、とりまとめ力を高めていただくということが非常に重要ではないか。おまけに、例えば去年の台風であれば、道路等の状況がわからないと対応が困難であったということですので、その戦略機能をもって、ほかの省庁等と連絡をとっていただいて、全体の戦略を形作るための機能をぜひ強化していただくことが重要ではないかと思えます。

○横山分科会長 貴重な御意見、どうもありがとうございました。予測力・予防力・対応力、そういうことですね。ありがとうございました。

それでは、続きまして日本ガス協会の広瀬委員、お願いいたします。

○広瀬委員 日本ガス協会の広瀬でございます。

まず今回、私もこの資料を拝見させていただきまして、本当に現在の産業保安の現状とか課題、全体像が非常によくまとめられておりまして、改めて感謝申し上げたいと思います。そういうことでいろいろ申し上げたいのですが、今日はこういう時勢ですから、コロナのもとでの、ガス業界の課題について2点ほどお話しさせていただきたいと思います。

日本ガス協会では、コロナに対しては2月の17日に対策本部を設置いたしまして、それ以降、200ぐらい事業者があるわけですが、我々の絶対的な使命である安定供給と安全確保、そして感染拡大防止、これをどのように両立させていくかということで、これまで取り組んできたわけでありまして。おかげさまで、現在のところ、特に大きな問題はないというように認識しております。問題は、これからコロナがある程度長期戦になった場合、1つは、複合災害への備えということで、例えばコロナのこういう状況の中で大規模自然災害、あるいはサイバーテロ、そういったものが同時に起きたときの対応をどうするべきかという、非常に悩ましい問題があります。

ガス業界の場合には、やはり一番大きな問題は地震でございまして、何年かに一遍大きな地震が起きるわけですが、そのときには、全国からガス業界挙げて応援に入ります。最近では逐次投入ではなくて、初期段階から大量に、最後は人海戦術になりますから、全国から数千人規模で応援に入りますと、密集というような形になるわけですが、一日も早く復旧をするために、ある程度そうした対応も必要になるわけです。現在、ガス安全室からも御指導いただきながら、そういった課題の洗い出しをしておりますけれども、やはりそういった場合は国が前面に立って調整いただくとか、あるいは受入側の自治体の支援、協力、そういったスキームをある程度今のうちから検討していただければ大変ありがたいと思っております。

2つ目は、今、ちょっとお話がありましたけれども、保安のスマート化に関してでございます。ガス事業の場合には、先ほど三浦さんからもお話がありましたけれども、お客様のお宅にお伺いして、安全点検とか、そういう作業をやるわけですが、現在も、感染防止を徹底した上で、お客様の御意向を十分尊重しながら作業を進めております。ただ、どうしても実際にそこに行って作業をしなければいけないということで、今後は、できればスマート化というのですか、ITとかデジタル技術とか、そういったものを通じて、直接お伺いしない、あるいは接触をしないで、そういった安全が担保できる、そういったことをぜひ検討していきたいと考えております。これは安全だけではなくてコストダウン、ひいては料金の低減にもつながるわけで、ぜひ我々としても、保安のスマート化に積極的に取り組んでいきたいと考えております。今度、そのような委員会も立ち上がるようでありまして、ガス協会としても積極的に参画させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○横山分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは続きまして、電気事業連合会の清水さんからお願いいたします。

○清水(池辺委員代理)　電気事業連合会・池辺会長の代理の清水でございます。よろしくお願いいたします。

今後の産業保安行政の在り方に関してまとめられました中で書かれてございます3つの観点の環境の変化、これはまさに我々事業者にとりましても直面している課題であるというように認識しております、災害や感染症への対応ですとか、新技術導入によるスマート保安の推進、あるいは新たな産業技術やプレイヤーへの対応、この点に関して、行政と協力をして、しっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

その上で、今日は2点、コメントをさせていただきます。1点目は、お手元の資料の13ページにありますとおり、産業保安人材の不足の問題でございます。これは前回のこの分科会の中で若手人材の入職の妨げの一因ということで、太陽光事業者の増加に伴います平日・昼間の作業が非常に難しくなっている世の中で、作業が夜間・休日へシフトしていることについて発言をさせていただきます、資料3のスライド10の中に反映していただき、大変ありがたく思っております。このデータからも御理解いただけますように、保安の業種というのは交代制、あるいはシフト勤務の割合が他の業種と比べまして比較的高く、こういった労働環境の特性が入職のハードルになっているということが推測されるところでございます。我々としましても、これまでに電力保安業界への入職促進に向けまして様々な取組を展開しているところでございますけれども、労働環境の改善に当たりましては、社会全体のサービスの転換というのを大きく視野に入れて、国を挙げて取り組んでいただくと大変ありがたいというのが1つ目の点でございます。

2点目でございますが、これはお手元の資料、23、24の持続可能な産業保安力の確保に向けたスマート保安の推進ということで、24ページに合理的な保安システムの構築をするために関係省庁間での連携強化ということに言及いただいております。保安規制においては、これまで省庁間連携というのはあまり実施されていなかった分野だと思っておりますので、重要な取組というように認識しております。横断的な取組が実施できますように連携強化いただくよう、お願いできればと思う次第でございます。

以上でございます。

○横山分科会長　　どうもありがとうございました。

続きまして三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 御説明ありがとうございました。2点ほどあります。

1点目は、今はガスも電気も、ライフラインの安定供給のために多くの皆さんの御尽力で、生活が保てるということは本当にありがたいことだと思っています。まして、このコロナ禍で、供給とか安全を確保しつつ、感染防止をしながら作業をしていくことは多分、私たちが考えている以上に現場の皆さんは様々な御苦勞があるかと思っています。

その中で、今、人材のお話がありました。現場で働く方の確保というのは何らかの形で補充したりとかあると思うのですが、問題は監督する側とか指導者、いわゆる管理職です。この管理する側の方というのは、今、いろいろな場所で人数が足りていません。しかも働き方改革もあり、その方たちを長時間労働させるわけにもいかず、指導者とか監督者の人材確保も、あらゆる業界で厳しい状態になっています。ましてや、何か災害が起こったときには、そういう方たちがさらに足りなくなって、現場が混乱する可能性もありますので、そういう資格者とか管理監督できる指導者とかについては、全国的な資格ごとの人材バンクのような、もしここでクラスターが起きて、管理者が行けないときにはここからとかというように、何か全国展開的なフォロー体制がとれるようなシステムがあったら良いのではないかとずっと考えていました。先ほど官民協議会のようなものができるということで、非常に良いと思っていまして、そういう、全国的な管理者確保をネットワーク化できないかを御検討いただけたらありがたいと思いました。長くなって申し訳ないのですが、

もう1つは、先ほどの資料3「今後の産業保安行政のあり方について」の中で、ありがたかったなと思ったのは、3番の「これまでの取組と今後の施策」のところの(3)です。「国民目線に立ったリスクコミュニケーションの重視」ということを入れていただいて大変ありがとうございました。あらゆる場面でリスクミというのは非常に大事なので、ここを忘れていただきたくないということと、同じく、この表の一番右の一番下にあります(3)「新しい社会構造への対応」です。ここで「高齢者の安全に配慮した」という、「新製品の開発」だけではないと思いますが、あとはやはり外国人の労働者とか住民も増えていまして、この多様な言語への対応と生活に対するフォローなども含めて、「一人一人の国民の安全意識を高めるための取組」という、ここは下のほうに小さく書いてあるので、見落とされがちなのですが、ぜひここも見落とさずをお願いしたいと思います。スマート化するのは非常に良いのですけれども、どうしてもそれについていけない、デジタルネイティブでない世代もまだまだおられますし、先ほどの御発言にもありましたとおり、中小というか、零細の事業者さんに対しては、全てデジタル対応ができるかという、そうではない事業者さんもおありだと思いますので、あらゆる方をとりこぼすことのないよう、今後の対応をしていただけるよう切にお願いしたいと思います。

長くなりました。失礼します。

○横山分科会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは続きまして、小川委員、お願いいたします。

○小川委員 先ほども広瀬委員からお話がありました、省庁を超えた連携という部分の話なのですが、高圧ガス小委員会で進めてきましたスマート化ですとか、それからスーパー認定をはじめ、そういう認定制度、非常にいいシステムができ上がってきたというようには思っているのですが、一方では、他の省庁に関しても、やはり事業者のことを考えて、合理的で、しかも安全が担保できる方法を、別の観点からずっと続けてきている部分もありまして、文化もあるし、それから三浦委員のお話にありましたように、事業規模もものすごく小さいところが含まれるとか、そういった事情の違いなどもありますので、連携に関しては慎重にというか、いいシステムが経産省にあるのだから、これを全体で使いましょうということではなくて、うまくすり合わせていって、ぜひ実現をしていただきたいと思っています。

以上です。

○横山分科会長 ありがとうございました。

続きまして岩本委員、お願いいたします。

○岩本委員 22ページについてなのですが、1つ要望があります。その前に、「保安・レジリエンスの強化に向けた不断の取組」として、3番目に「国民目線に立ったリスクコミュニケーションの重視」という、今後、これを積極的に進めていただきたいと思います。

要望についてなのですが、1番目の「緊急時体制の整備」、保安等を推進するためには、地方自治体との連携は不可欠だと思います。地方自治体に関してなのですが、エネルギー関係のきちんとした部署がないのではないかと思います。エネルギービジョンを作ったり、エネルギーという言葉がつく部署があるところもたくさんあるのですが、国との関係では、まだばらばらなような気がします。エネルギー関係のきちんとした部署の設置が求められるのではないかと考えて、御検討いただけたらと思います。

もう1つ、25ページなのですが、「安全・安心に向けた新たな環境整備」の「これまでの取組例」に「水素利活用促進に向けた規制改革」とあります。これはぜひとも水素社会の実現に向けて、本当に期待しています。特に再エネ由来の水素利活用を推進してほしいと思います。ただ、水素スタンドなども数年前ぐらいから事故があるようなので、水素の安全ということなのですが、次のページに「水素燃料電池モビリティ」とあるのですが、それは何かかと。ちょっと見てみたのですが、水素ドローンという、長時間飛べるということなのですが、水素が容器に入っているのですが、すごい高いところからの落下とか、夏日とか、気候によっては40℃以上にならないかなと

か、素人ながら、気になった次第です。水素の利活用促進を安全・安心に進めていただきたいと思います。思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○横山分科会長　どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、ここまでの委員の御発言に対しまして、事務局から何かコメントがありましたらお願いしたいと思います。複合的な災害でありますとか省庁間連携、緊急時の保安の人材の対応リストの御提案などもありましたし、いろいろ貴重な御提案がありました。ここまでの御意見の中で事務局から何かコメントがありましたら、お願いしたいと思います。

○田尻保安課長　貴重な御意見ありがとうございます。順番に、いただいたコメントについて回答させていただきます。

田村先生の、災害のプロの観点からの御指摘ありがとうございます。記載ぶりについては、いただいたものを踏まえ、変えていければと思いますし、中身として、去年は台風対応ですが、我々のほうもかつてないような事態——かつてないようなことが例年化するというようなこともあって、また今年の夏、秋に向けて、しっかりと対策をとっていきたいと思っております、去年の反省するところは反省してやっていきたいと思っております。

司令塔とか、取りまとめ機能というようなことの御指摘もございました。まず経産省の中でもそういうところはしっかりやっていきたいと思っておりますし、政府全体では内閣府の中に内閣防災という担当があって、政府全体の対応もありますけれども、それとよく連携をとりながら、しっかりした対応をやっていきたいと思っております。

広瀬委員から、まず複合災害ということがありまして、まさにコロナ対応の中で、もし台風とか停電が起きて、避難所に行ったら、そこは三密になるのではないかと、そういうことも我々、想定していかなければいけないということになります。我々も、全体を仕切っている内閣府とも議論を始めているところでございますので、秋までに間に合うように進めていければと思っております。

あと、ガス業界の中でスマート保安、新しい技術を使った対応ということで、ぜひとも進めていただければと思いますし、もちろん協議会のメンバーにもお入りいただいておりますし、また今後、分野別の分科会を立ち上げるときにもぜひとも積極的な御対応をいただければありがたいと思っております。

清水委員からの人材育成は御指摘のとおりでございまして、保安人材につきましては、資料にもございますし、我々のほうでも制度の見直しなどをしていながら、人材の確保、人材の育成をちゃんとできるようにやっていきたいと思っております。

また、省庁間連携につきましては、小川先生も含めて御意見がございましたけれども、我々としても、先ほど例も申し上げたとおりでございますし、しっかりと御指摘を踏まえてやっていければと思います。省庁間連携、今、他省庁とも積極的にやっているのですけれども、河本審議官をヘッドにやっておりますので、後ほど河本審議官からもコメントさせていただきたいと思っております。

三浦委員からの御指摘で、管理職クラスの人材が足りないということにつきましては、もちろん、業種、分野ごとに状況は違うと思いますし、業種を超えて人をやりとりするというのもなかなか難しいと思いますので、例えば電力業界とかガス業界とか、そういう業界の中で、有事が起きたときにどのような連携をとりながら対応していくかということは、既に業界ごとに取り組んでいただいていると思いますけれども、我々もよく見ていきたいと思っております。

あと、国民への広報の分野につきましては、三浦委員、岩本委員から御指摘をいただきました。まさにそのとおりでございます。なかなか役所が苦手な分野でもございますので、なるべく分かりやすく、積極的に発信をしていきたいと思っておりますけれども、このあたりは、ぜひ有識者の方々からも逐次、こういうことが分かりにくいのだということも含めてコメントをいただければ、改善していきたいと思っております。

水素の関係であった部分につきましては、後で伊藤高压ガス室長から回答させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○横山分科会長 では、河本審議官、どうぞよろしく願いいたします。

○河本審議官 産業保安担当審議官の河本でございます。別室から参加させていただいております。

小川委員から御指摘のありました省庁間連携につきましては、厚労省、消防庁、経産省の3省庁、コンビナート中心ですけれども、連携をしてやっております。先生からもありましたように、経産省でやっているから、それがそのまま厚労省でできるだろうというような無理強いはしておりません。厚労省のほうも、なかなかボイラーはボイラーで難しい面があるのだと。あるいは労働安全の観点からも、これまでの経緯もあるのだと、そういう意見交換をこの状況下でも密にやっております、それぞれの状況を踏まえながら、ただ向いているベクトルは一緒ということで、それぞれの事情、経緯も勘案しながら3省庁、あるいは他省庁も含めて連携してやっていきたいと思っております。

以上です。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

それでは伊藤高压ガス保安室長、何かありますでしょうか。

○伊藤高圧ガス保安室長 岩本委員から御指摘のありました点、水素の関係でお話がありましたので、少し説明させていただきます。

再生エネルギーを使った水素社会の進展ということでございまして、我々、それに対応するために、各種高圧ガス保安法の規制の合理化という形で進めてまいっております。しかしながら、こういった合理化におきましては、安全性を大前提とした上での合理化という形で、それを肝に置いて進めている状況でございます。

また一方、水素スタンドにおいて多々事故があるというお話もございました。ほかの産業保安事故と同様、事故に対しては厳格に対応している状況でございまして、こういった事故が起きないように、常々目を光らせながら対応していきたいと思っております。

それからもう1つ、水素ドローンについてもお話がございました。まさに新しい技術である水素を搭載したドローンといったものが世の中に出てきておりまして、我々、これに対応するために、昨年度、様々な検討を行い、有識者の方々からの意見を踏まえて、この3月末に水素ドローンを安全に活用するためのガイドラインを作成しております。今後、これを活用しながら、安全に、水素ドローンが活用できるように対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、まだ10分ほど時間がございますが、ほかの委員の皆さんからございますでしょうか。田村委員、よろしく願いいたします。

○田村委員 スマート保安と新型コロナウイルス感染拡大防止のところで意見を述べさせていただきます。今、新型コロナウイルス感染拡大防止においては省人化、非対面化、代替化というところが必要な対策になってくると思います。その中で、スマート保安というのが優れているということは理解できましたし、より、推進していくには今適切な時期かと思いました。新型コロナウイルス感染拡大防止として、スマート保安の良い面というも挙げていただきつつ、これを実施したことによって作業の効率化、品質の保持、経済性も高いというような、何か掛け算のような形でお示ししていただくと、これまで進めてきたスマート保安の試みを生かしつつ、新しい社会の流れにも沿った対策として、広く知っていただくことが肝要かと存じます。

○横山分科会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

事務局から何かございますでしょうか。

○田尻保安課長 ありがとうございます。まさに御指摘のとおりだと思っております。私の説明が足りていなかった部分があるかもしれませんが、おっしゃるとおりで、当然、安全の確保を第

一として、それで品質が向上する。同時に、IT機器を導入することによって生産も効率化する。さらに今回の事象などを受けて、コロナ対応にもしっかりと役立つというような、いろいろな複合的なメリットがあると思いますので、そういったところはしっかりと前面に押し出して、民間企業の方にも取り組んでいただけるように、我々もバックアップしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○横山分科会長　どうもありがとうございました。

それでは、ほかに委員の皆さん、御意見ございますでしょうか。岩本委員、お願いいたします。

○岩本委員　25ページの「小出力発電設備への規制強化」のことなのですが、地域の発電所などでは台風でソーラーパネルが飛散したり、落雷で機器故障とかも発生しているのですが、数年前よりケーブルとか導線とかの盗難が発生してしまっていて、その切れたのがショートして火災事故とかも起こっています。こういう保安という目的の視野に、再生可能エネルギーの主力電源化につながるような保安力の強化、設備の保安強化ということで安全・安心の向上を期待したいと思っています。

以上です。

○横山分科会長　どうもありがとうございました。

事務局、よろしゅうございますでしょうか。

○田上電力安全課長　岩本先生、ありがとうございます。御指摘のとおり、今回のエネルギー基本計画の中で再生可能エネルギーが主力電源化というところがうたわれております。主力電源化に向かうには、やはり責任ある電源として、国民の安全・安心につながるように、いかに保安の面からもやっていくかというところは課題でございますので、そうした観点からも、小出力であっても、保安の面から国民に信頼され電源になるよう、しっかり支援していきたいと思えます。

○横山分科会長　どうもありがとうございました。

ほかに委員のみなさんから御意見ございますでしょうか。――よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後に小澤審議官から一言ございます。よろしく申し上げます。

○小澤技術総括・保安審議官　本日は幅広い御意見をいただきまして、ありがとうございます。本当に貴重な、参考になる意見を多岐にわたりいただきました。

昨年の12月に本分科会をやっていただいて、半年ばかりが過ぎておりますが、この間に新型コロナウイルス対策というのは政府全体、国全体も巻き込んで、これは予想されていたことではないので、本当に想定外のことが起こって、私どもとしても政府の中で相当苦労して、様々な対応をしてきたところでございます。その中で私自身、本当に実感しましたのは、もちろん保安の分野でいうと、

自然災害というのはこれまでも相当意識してきたわけですが、それに加えて感染症リスク、こういったものが同時にあるのだなど。先ほど広瀬委員や清水委員代理からもありましたけれども、複合災害というのがいつ何時起こるかわからないということを改めて実感いたしました、そういった意味で言うと、様々なリスクを踏まえた政策展開をどのように行っていくのかということを常に意識しないといけないということを通説に感じた半年でございました。

それに加えて、先ほど田村委員などからもいただきましたが、こういったコロナ禍における構造改革、あるいは進めるべきところ、こういったものも本当に顕在化したというように実感してございます。私自身も最初は戸惑いながらでございましたけれども、コロナ対応ということでテレワークを推進する。経済産業省でも4月の間は、もう7割の人間はテレワークで自宅からの仕事ということになり、自分もそれを経験いたしました。当初は正直申し上げて、こういうSkype会議も相当戸惑いながら、手探りでやったことも事実ですが、やはり相当やれるのだなという実感も、私自身も思いまして、こういったものも選択の一つとして、あるいはこれから定着させていくものの一つとしてやっていくということ、これはまさにコロナ禍において加速すべき構造改革の一つというようなことだと思います。

そういった中で、私ども、スマート保安というものをしっかり進めていきたい。現状はコロナ禍での構造改革ですが、これを中長期につなげていかないといけないということでございます。その底流にあるのは、やはり大きなものは2つだと思っております、デジタル実装が社会的に、本格的に進んでいくということがこれからでございますし、さらに長期的に見れば、人口減少というものは加速的に進むということでございます。その中でも安全を確保して、産業をしっかりと支えていただきながら進めないといけない。デジタル実装と人口減少と、こういったものをうまく組み合わせて、実際の現場でも皆様が困らないように、そして安全が確保されるように、しっかりと政策の軸を決めて進めていかないといけないというように思っております。

そういったことから、このA3の紙にまとめさせていただいているような個別のものもございますけれども、これをしっかりと総合的に進めていく努力というものを、委員の皆様の見を引き続きいただきながらやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。本当にありがとうございました。

○横山分科会長　どうもありがとうございました。

本日、たくさんの委員の皆様から御意見をいただきました。それに基づきまして、事務局におかれましては整理を行っていただき、また委員の皆様から意見をいただきたいと思っておりますが、リバイスされた資料を委員の皆様と共有させていただくということをお願いしたいと思います。どうもありがと

うございました。

それでは、最後ですが、事務局から今後の予定について、御連絡がありますでしょうか。三浦委員からは、今後もWebですかというような御意見もありますが(事務局注釈:三浦委員からスカイプでコメントあり)、事務局からお願いしたいと思います。

○田尻保安課長 次回の分科会の開催は、後日また改めて事務局から御連絡させていただきますけれども、緊急事態宣言が解除されましたが、まだ引き続き、余波も含めて、いろいろな状況があります。今回はSkypeでやりましたけれども、正常に戻ってきましたら、また対面でやらせていただきたいと思いますので、三浦委員にも御期待いただければと思っております。どうもありがとうございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

でも、こういうオンラインの会議でも皆さんからたくさん御意見をいただき、また出席率も非常にいいということで、今日も皆様の御協力により、定刻に終わることができました。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思います。

○田尻保安課長 本日は御参加いただき、誠にありがとうございました。Skypeの赤の電話のボタンを押していただき、この会からの御退出をお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。 —了—

担当課 産業保安グループ 保安課

担当者 保安課 中・梅津

連絡先 TEL:03-3501-8628

FAX:03-3501-2357